

公告

使用済G I G Aスクール端末等を次のとおり条件付き一般競争入札により売却しますので公告します。

令和7年11月12日

行橋市長 工 藤 政 宏

記

1. 売却する物件

G I G Aスクール端末 i Pad 第8世代 Wi-Fi モデル 1, 950台

※端末本体の他に端末の付属品（ACアダプタ・充電ケーブル・キーボードケース等）も売却物件に含みます。

2. 入札参加者資格

(1) 公告日から引き続き、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下、「小型家電リサイクル法」という。）第10条第3項の認定（使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、福岡県を含んでいるものに限る。）を受けていること。又は資源の有効な促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下、「資源有効利用促進法」という。）に基づく製造事業者等（製造事業者でない場合は、Apple Japan合同会社の正規ディストリビューター）であること。なお、入札参加申込時に認定を受けていることを証明する書類等を提出すること。

(2) G I G Aスクール端末が情報機器である性質を踏まえ、入札参加者が「小型家電リサイクル法」又は「資源有効利用促進法に基づく廃棄物処理法の広域認定制度」における再資源化事業計画（以下、「認定計画」という。）に基づくパソコン・タブレットの処分実績（令和6年度の処分実績が、本件処分台数を上回ること）

を有していること。なお、入札参加申込時に認定計画に基づく前年度の処分実績を示す書類を提出すること。

※ただし、次のいずれかの事項に該当する方は入札に参加できません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当する者
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団のほか、法人の役員等（その法人の役員又は法人の経営に事実上参画している者をいう。）が、同法第2条第6号に規定する暴力団員である、又はその他暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している、若しくは暴力団組織の構成員でなくなった日から3年を経過していない者
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者
- ④ 国、県、市税を滞納している者

3. 入札の実施要領及び契約条項を示す場所

行橋市中央一丁目1番1号 行橋市役所 東棟3階
行橋市教育委員会 教育部 教育総務課 ICT・英語教育推進係
(電話0930-25-1111 内線1362・1363)

4. 入札、開札の日時及び場所

- ①日時 令和7年12月16日（火）午後2時
- ②場所 行橋市役所 301会議室（東棟3階）
- ③開札 入札後、直ちに行います。

5. 入札保証金

- ① 入札金額（買受金額（総額））の100分の5以上（円未満切上）に相当する金額の入札保証金を納めていただきます。
- ② 入札保証金を返還する場合には、利息は付しません。

6. 入札の無効

参加資格のない者の行った入札及びこれに関する条件に違反した入札は、無効とします。

7. 落札者の決定方法

入札後、直ちに開札を行います。開札の結果、最低売却価格以上の最高額で入札をした者をもって落札者とします。

8. 契約の締結等

落札者は、落札の日から7日以内に契約を締結しない場合は、落札者としての資格を喪失し、入札保証金は、行橋市に帰属することになります。

9. 契約保証金

落札者は、契約締結前までに契約保証金として、売買代金総額の100分の10以上を納付していただきます。

10. 売買代金の支払い方法

売買代金は、仕様書に定める業務の履行確認後、期限までに一括で支払うこと。

11. 入札参加申込

①申込期間 令和7年11月12日（水）から令和7年12月8日（月）まで

②受付時間 午前8時30分から午後5時まで

③受付場所 行橋市役所 行橋市教育委員会 教育部 教育総務課 I C T ・英語
教育推進係

1 2. この公告に対する問い合わせ

3に同じ。

1 3. その他

詳細は行橋市立小中学校使用済G I G Aスクール端末等売扱条件付き一般競争入札実施要領によるものとします。